

得度習礼所・教師教修所における 新型コロナウイルス感染症対応ガイド

僧侶養成部（得度習礼・教師教修担当）

2020（令和2）年6月24日策定

目 次

1、はじめに	・・・ P 1
2、入所予定者への対応	・・・ P 1
3、入所者に対し求める対応について	・・・ P 2
4、習礼教修所の各所において受講者の安全確保のために実施する対応	・・・ P 2
5、期間中に感染が疑われる症状（発熱など）を発症した場合の対応	・・・ P 4
6、期間中に感染が確定した者が発生した場合の対応	・・・ P 5
7、研修後に感染が確定した場合の対応	・・・ P 5
8、得度式に際して講じるべき具体的な対策	・・・ P 5
9、本山・本廟参拝（最終日）に際して講じるべき具体的な対策	・・・ P 6
10、教師授与式・記念撮影（最終日）に際して講じるべき具体的な対策	・・・ P 6

【参考】

「新しい生活様式」の実践例	・・・ P 8
専用相談窓口 電話番号一覧など	・・・ P 9

1、はじめに

この「得度習礼所・教師教修所における新型コロナウイルス感染症対応ガイド（以下「ガイド」という。）」は、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、得度習礼所・教師教修所（以下「習礼教修所」という。）において行われる研修を実施するにあたり、新型コロナウイルス感染予防対策として実施する基本的事項を整理したものであります。

このガイドにおける感染予防対策は、感染を拡大させるリスクが高いとされている、密閉空間（換気の悪い空間である）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「3つの密」という。）を避ける、手洗いや手指の消毒、マスクの着用などの基本的な感染対策を継続するという、「新しい生活様式」の実践を前提としています。

2、入所予定者への対応

（1） 下記の①～④に示す新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされている方については、基本的に入所をご遠慮願います。

但し、やむを得ない事情により出願を希望される方は、願記に本人・所属寺住職の理由書及び所属教区教務所長（沖縄県宗務事務所長含む）の副申を添付してください。

また、入所直前に受診いただく健康診査において、安全第一の観点からガイドを医師に示し、入所の可否について医師の判断を仰いだうえで、最終的に総局において判断させていただきますので、予めご了承願います。

- ① 健康状態に不安のある65歳以上の方
- ② 糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方
- ③ 透析を受けている方
- ④ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

（2） 新型コロナウイルス感染症に対するリスクを承知したうえで出願される方には、次のような内容の「誓約書」を提出いただきます。

- ① 現在、新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状を有せず、また、感染の陽性判定を受けていないこと（過去に陽性判定を受けたが、現在は陰性判定を受けている場合を含む）。
- ② 習礼教修所における研修を受講するにあたり、ガイドの内容を了承し、これを遵守すること。
- ③ 受講期間中に新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状を発症し、または感染の陽性判定を受けた場合は、直ちに受講を中止し、習礼教修所

及び保健所、医療機関等の指示に従うこと。

- ④ 習礼教修所における研修の実施において新型コロナウイルスへの感染を完全に防止することは不可能であることを承知し、万一感染することがあっても、習礼教修所に対してその責任を問うことはしないこと
- (3) 「新しい生活様式」を実践し、自己の感染予防に取り組み、体調を整えたいうえで入所してください。
- (4) 入所2週間前より朝夕の体温測定を行い、健康状態について習礼教修所作成の「健康チェックシート」に記録し、入所時に提出してください。
- (5) 次の①～④に該当する場合には、入所を控え延期をしてください。
- ① 前日までに、37.5度以上の発熱や軽い風邪症状（のどの痛み、咳、発熱）があった場合
 - ② 新型コロナウイルス感染症が確定された方との濃厚接触がある場合
 - ③ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる、又は感染が確定している方がいる場合
 - ④ 過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航、並びに当該在住者との濃厚接触がある場合

※国立感染症研究所感染症疫学センターによる「濃厚接触者」の定義
患者が発症する2日前から、1メートル程度の距離で、マスクをせずに15分以上会話した場合

3、入所者に対し求める対応について

- (1) 習礼教修所までの移動は、公共交通機関の利用を避ける事が望ましいが、やむを得ず利用する場合は、必ずマスクを着用することを徹底してください。但し、自家用車での移動は送迎に限らせていただきます。（習礼教修所、本願寺西山別院内並びに本願寺北境内地駐車場には駐車できません。）
- (2) 習礼教修所入り口では職員による検温を実施し、37.5度以上の方は入所をお断りいたします。
- (3) 習礼教修所においては、ガイドに従って行動してください。
- (4) 期間中は毎朝夕、職員による体温測定を実施し記録します。

4、習礼教修所の各所において受講者の安全確保のために実施する対策

- (1) 全館
 - ① 「3つの密」を避ける対策を各所において実施するとともに、使用する会場・部屋等の清掃、消毒、換気を徹底的・定期的に行います。

- ② 備品などについては、十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は使用を禁止します。
 - ③ アルコール消毒液を各所に配置します。
 - ④ 予防啓発ポスターを各所に掲示します。
- (2) 1階対面所・2階研修室・3階講堂
- ① 机は、受講生の間隔を2メートル（最低1メートル）程度離して着席できるように配置します。
 - ② 講師は大きな声を出すことなく、マイクの使用を徹底します。
 - ③ 出入り口各所及び窓を開放し、換気を徹底します。
 - ④ 勤行時については次のような対応を行います。
 - (ア) 各会場に受講生を分散させて少人数で行い、前後左右2メートル（最低1メートル）程度離れて着座する。
 - (イ) 衣体はすべて自身が持参した衣体を着用する。
 - (ウ) 受講生及び職員は勤行中もマスクを着用する。
- (3) 事務所
- カウンター越しに受講生の対応をする際は、距離を保つとともに、アクリル板・透明ビニールカーテン等を補設し、飛沫感染を防止します。
- (4) 1階食堂
- ① 対面ではなく横並びの着席とし、受講生の間隔を前後左右2メートル（最低1メートル）程度離します。但し、人数によって間隔の確保が困難である場合は、別会場に分かれて食事の提供をします。
 - ② 配膳は、最少人数で行います。
 - ③ 食事中（準備・片付け含む）は私語を禁止します。
 - ④ 食事中以外はマスクを着用することとします。
 - ⑤ 換気扇は常時稼働しておきます。
 - ⑥ 食事の前後はテーブル、椅子の消毒を行います。
 - ⑦ 休憩時に食堂を利用する際においても、「新しい生活様式」の実践を徹底します。
- (5) 宿泊部屋
- ① 各部屋3名～4名程度とし、間仕切り（パーテーション）、カーテン等を補設し、部屋を各人毎に区切ります。
 - ② 講義中など、不在にするときは窓・扉を開放しておきます。
 - ③ 布団は押し入れに入れず、室内に他人の布団と分けて置きます。
- (6) 喫煙場所
- 密となるため閉鎖し、全館禁煙とします。
- (7) エレベーター

- ① 基本的に使用禁止とし、やむを得ない事情がある場合は、1人で使用することとします。
 - ② ボタン等の消毒を定期的に行います。
- (8) 調理室（厨房）
食事提供業者の作成した「新型コロナウイルス感染予防対策」に沿って、当該業者職員による感染予防対策を徹底します。
- (9) ロビー、通路、階段等
- ① 常時換気を行い、手すりなどは定期的な消毒を行います。
 - ② 交わらないように進行経路（右側一方通行）を指定します。
- (10) トイレ・洗面所
- ① 不特定多数が接触する場所（便座、ドアノブなど）は、清拭消毒を行います。
 - ② 洋式トイレでは蓋を閉めて流すよう表示します。
 - ③ ペーパータオルを常備し、使用後は蓋の付いたゴミ箱へ入れることとします。
- (11) 浴室
- ① 1回の入浴人数を制限し、洗い場は間隔を開けて使用します。
 - ② 脱衣場、浴室、浴槽内における対人距離を確保し、会話を控えることとします。
 - ③ 風呂桶など共有する物品は使用後に流水で水洗いします。
 - ④ 脱衣場、浴室は常時換気します。
- (12) 剃髪
剃髪業者は、全国理容生活衛生同業組合連合会が策定の「理容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」並びにガイドを遵守します。
- (13) 清掃・その他
- ① マスクの着用を徹底します。
 - ② トイレ、浴室の清掃はマスク、ビニール手袋の着用を徹底します。
 - ③ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛ります。
 - ④ 水分補給用紙コップは、蓋の付いたゴミ箱に捨てます。
 - ⑤ ゴミの廃棄を行う者は、マスクやビニール手袋の着用を徹底します。
 - ⑥ 清掃やゴミの廃棄作業を終えた後は、必ず石鹸と流水で手洗いを行い、アルコール消毒を行います。

5、期間中に感染が疑われる症状（発熱など）を発症した場合の対応

- (1) 速やかに別室へ隔離するとともに、保健所に連絡し、医療機関へ搬送するなどの対応について指導を受けます。
- (2) 所属寺住職、家族等へ連絡します。
- (3) 医療機関にて検査を受けた場合は、判定結果が出るまで習礼教修所で隔離する。その他の受講生は自室待機とします。
- (4) 感染が疑われる者が使用した宿泊部屋は使用不可とし、換気を行います。

6、期間中に感染が確定した者が発生した場合の対応

- (1) 保健所及び医療機関等の指示に従い、医療機関又は指定される施設において隔離・治療を行います。
- (2) 感染が確定した受講生を含む受講生全員の所属寺住職、家族等に連絡します。
- (3) 総局に報告の上、研修を中止し、すべての受講生を途中退所扱いとします。
- (4) 感染が確定した者以外の受講生の対応については、保健所の指示に従うこととします。解散し公共交通機関を利用して帰宅することにより感染拡大につながると判断された場合は、経過観察のため、参加人数によっては習礼教修所を隔離施設として使用することもあります。
- (5) 研修が中止となった場合の習礼費及び教修費については、日割り計算し、中止決定当日までの日割り額を収納し、残額は本人に返金します。

7、研修後に感染が確定した場合の対応

- (1) 研修後2週間以内に感染が確定した場合は、直ちに僧侶養成部まで連絡することを依頼します。
- (2) 連絡があった場合は、保健所の指示を仰ぎ、場合によっては他の受講生及び講師、職員等に状況報告を行います。

8、得度式に際して講じるべき具体的な対策

(1) 受式者の安全確保のために実施すること

マスク着用・手指の消毒・私語禁止の徹底を基本とします。

① 移動（貸し切りバス）

- (ア) 乗車前に手指の消毒を行います。
- (イ) 窓を開け換気を行います。
- (ウ) 出来る限り席を離して着席します。
- (エ) バスに同乗する指導員の人数は最小限にし、その他の指導員は

公用車を利用します。

- ② 控室（鴻の間）
 - （ア）入室前に手指の消毒を行います。
 - （イ）出来る限り間隔をあけて着座します。
 - （ウ）襖を開放し、換気を行います。
- ③ 日没勤行（御影堂）参拝
 - （ア）出来る限り間隔をあけて着座します。
- ④ 得度式習礼・得度式
 - 本願寺式務部の示す感染予防対策に従います。
- ⑤ 記念撮影
 - 御影堂正面階段にて撮影しますが、撮影の直前直後はマスクを着用し、配列は密にならないようにします。
- ⑥ 本典授与式（鴻の間）
 - 通常通り、総務より代表者へ本典の授与及び、祝辞があります。

9、本山・本廟参拝（最終日）に際して講じるべき具体的な対策

（1）本山晨朝参拝に際し実施すること

マスク着用・手指の消毒・私語禁止の徹底を基本とします。

- ① 移動（貸し切りバス）
 - （ア）乗車前に手指の消毒を行います。
 - （イ）窓を開け換気を行います。
 - （ウ）出来る限り席を離して着席します。
 - （エ）バスに同乗する指導員の人数は最小限にし、その他の指導員は公用車を利用します。
- ② 阿弥陀堂・御影堂（2022年3月（予定）まで御影堂のみ）
 - （ア）入堂前に手指の消毒を行います。
 - （イ）本願寺式務部の示す感染予防対策に従います。

（2）お斎に際し実施すること（晨朝後鴻の間にて）

- （ア）鴻の間に入る前には、手指の消毒を行います。
- （イ）対面ではなく横並びで着席し、受講生の間隔を前後左右2メートル（最低1メートル）程度離します。
- （ウ）食事中以外はマスクを着用します。
- （エ）襖を開放し、換気を行います。

（3）大谷本廟参拝に際し実施すること

仏殿及び明著堂へは、各班ごとに交互に参拝します。

10、教師授与式・記念撮影（最終日）に際して講じるべき具体的な対策

（1）教師授与式に際し実施すること

全員マスク着用の上、通常通りご門主様より御教辞をいただき、総務より代表者に許状の授与及び、祝辞があります。

（2）記念撮影に際し実施すること

教師授与式後、御影堂正面階段にて従前通りの方法での撮影となりますが、撮影の直前直後はマスクを着用し、配列は密にならないようにします。

以上

【参考】

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- 遊びに行くなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に洗う**（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒**
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

※厚生労働省ホームページより抜粋

【新型コロナウイルス感染症専用相談窓口 電話番号一覧】

機関名称	電話番号	受付時間
京都府相談窓口	075-414-4726	土・日・祝日を含む 24 時間
京都市相談窓口	075-222-3421	土・日・祝日を含む 24 時間
滋賀県相談窓口 (大津市在住)	077-526-5411	土・日・祝日を含む 8 時 40 分～20 時
(大津市以外)	080-2409-1856	(上記以外の時間) 20 時～翌 8 時 40 分
奈良県相談窓口	077-528-3621	土・日・祝日を含む 24 時間
奈良県相談窓口	0742-27-1132	土・日・祝日を含む 24 時間
大阪府相談窓口	06-6944-8197	土・日・祝日を含む 9 時～18 時
兵庫県相談窓口	078-362-9980	土・日・祝日を含む 24 時間

※その他各保健所に相談窓口を設置

かかりつけ医、又は、体調不良の際に
受診する医療機関のある方

左記の医療機関のない方

○「息苦しさ（呼吸困難）」、「強いだるさ（倦怠感）」、高熱等の強い症状のいずれかがあがる。
症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐにご相談ください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。

○発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある。

妊娠中の方、重症化しやすい方（高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患等）等の基礎疾患のある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方）はすぐにご相談ください。

○上記以外の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続いている。

症状が4日以上続いた場合は必ずご相談ください。

かかりつけ医、又は、体調不良の際に受診する医療機関に電話相談



新型コロナウイルス感染症専用電話相談窓口へ電話（24 時間対応）

- ・ 電話番号 **075-222-3421**
- ・ 受付時間 土・日・祝日を含む 24 時間

※聴覚に障害がある方をはじめ、電話での相談が難しい場合は、メール又はファックスを御利用ください。

※英語・中国語の電話通訳も御利用いただけます。

※市民の皆さまの希望での検査は受けられません。これまでどおり、検査については医師が個別に判断をします。

【京都市】新型コロナウイルス感染症に係る帰国者・接触者相談センター

電話番号 075-222-3421

受付時間 土・日・祝日を含む 24 時間

【厚生労働省】新型コロナウイルスに係る電話相談窓口（コールセンター）

電話番号 0120-565-653

受付時間 午前 9 時 00 分～午後 9 時 00 分

京都府内にある感染症指定医療機関（第一種・第二種）

- 京都府立医科大学附属病院
- 京都市桃陽病院
- 京都市立病院
- 京都第一赤十字病院
- 京都大学医学部附属病院
- 京都桂病院
- 南京都病院
- 京都きづ川病院
- 京都山城総合医療センター
- 京都中部総合医療センター
- 市立福知山市民病院
- 北部医療センター

※新型コロナの検査が受けられる病院名は非公表